

九州大学病院諸料金規程施行細則

平成 16 年度九大細則第 17 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 2 年 9 月 30 日
(令和 2 年度九大細則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、九州大学病院諸料金規程（平成 16 年度九大規程第 78 号。以下「規程」という。）第 5 条の規定に基づき、九州大学病院における諸料金の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別室の普通使用)

第 2 条 患者の希望によらず、その症状等により上級病室の使用を病院長が認めた場合の当該病室の料金は、普通室の料金と同額とする。

(有料文書の種類)

第 3 条 規程別表中 2 に規定する文書料は、次に掲げるものについて徴収するものとする。

- (1) 診 断 書 普通診断書、身体検査書等をいう。
- (2) 特殊診断書 恩給診断書、厚生・国民年金診断書、身体障害者診断書、自動車損害賠償責任保険用診断書、労務災害診断書、傷害事件用診断書、生命保険死亡診断書、航空身体検査診断書、裁判所用診断書等をいう。
- (3) 証 明 書 入院証明書、退院証明書、出生証明書、死産証明書、妊娠届用証明書、死亡届証明書、医療費領収証明書等をいう。
- (4) 特殊証明書 診療報酬明細証明書及び証明書類で、その作成所要時間が 1 時間以上のものをいう。
- (5) 次に掲げるものについては、無料で交付するものとする。

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省告示第 15 号）に規定された法定給付を受けるために必要な証明書等

ロ 指定医療機関医療担当規程（平成 25 年厚生省告示第 222 号）に規定された生活保護法による保護につき必要な証明書等

ハ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号）に規定された医療給付に必要な証明書等

ニ 日本学校安全会の災害給付に必要な証明書等

ホ 前各号以外の法令による医療給付に必要な証明書等

ヘ 官公署（これに準ずるものを含む。）からの照会又は提出を求められて発行する文書等
(特殊診療等の算定及び徴収)

第 4 条 規程第 2 条第 4 項に規定する診療等の料金は、次の方法により算定し、徴収するものとする。

- (1) 処置等で点数表に定めのないものについては、点数の準用等適切な方法により、実施の都度決定する。

(2) 歯科用特殊材料で点数表に定めのないものについては、購入価格に基づいて算定する。

(3) 患者が製作された補綴物を提出して補綴治療を希望した場合は、規程別表中に掲げる料金から、当該補綴物の材料費に要する経費を控除して徴収する。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、院内感染予防の措置等により行う予防接種等の料金については、その目的等を勘案し、ワクチンの購入価格に基づく等の適切な方法により、病院長が決定する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年度九大細則第 13 号）

この細則は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大細則第 17 号）

この細則は、平成27年1月1日から施行し、この細則による改正後の九州大学病院諸料金規程施行細則第3条各号列記以外の部分の規定は平成26年12月1日から、同条第5号への規定は平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成27年度九大細則第6号）

この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第9号）

この細則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第34号）

この細則は、平成31年3月1日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（平成31年度九大細則第1号）

この細則は、平成31年4月17日から施行する。

附 則（令和元年度九大細則第5号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第8号）

この細則は、令和2年10月1日から施行する。